

議 第 231 号

令和 4 年 11 月 30 日提出

熊本市国民健康保険条例の一部改正について

熊本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和 50 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条の 2 第 2 項中「に規定する雇用保険受給資格者証」を「の雇用保険受給資格者証又は同令第 19 条第 3 項の雇用保険受給資格通知」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

特例対象被保険者等の届出の際に用いることができる確認書類を追加するため、
所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。